

# 特定商取引法の執行力強化に関する意見書

2019年（令和元年）7月19日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）における執行力強化を図るため、各都道府県及び国はそれぞれ以下のような措置を採るべきである。

- 1 各都道府県は、①消費者行政担当職員を増員し、②執行専属部署を設置し、③執行専属部署に所属する消費者行政担当職員を常時複数名配置すべきである。
- 2 各都道府県は、①警察関係者の人材活用、②弁護士によるアドバイザー制度の活用及び弁護士の非常勤雇用等を行い、執行業務における専門性の強化を図るべきである。
- 3 国は、①都道府県をまたぐ広域被害に対する積極的な調査・執行、②各都道府県に対する財源措置の実施、③執行業務に関するノウハウの整備・共有及び研修の充実化を行うべきである。
- 4 国及び各都道府県は、特定商取引法における行政処分である指示処分（特定商取引法第7条）及び業務停止命令（同法第8条）について、対象事業者が違法な事業活動を事実上中止した場合であっても、既存の購入者等の利益保護を図る必要性又は市場における同種違反行為を抑止する必要性があると認められるときは執行要件を満たすと解釈し、執行実務を運用すべきである。さらに、国は、このことを明確化する法改正を行うべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

2016年6月に成立した改正特定商取引法では、悪質業者への対応のため、業務禁止命令の新設、行政調査権限の強化など、執行力強化を指向した規定が多く盛り込まれた。

しかし、執行力強化には残された課題も多く、同法の施行に当たっては、参議院において「本法に基づき都道府県知事が行う業務禁止命令が、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案に適切に対応するものとなるよう、『平成二十七年の地方からの提案等に関する対応方針』<sup>1</sup>を踏まえて、都道府県の行政処分の

<sup>1</sup> 2015年12月22日閣議決定 ([https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k\\_tb27\\_honbun.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb27_honbun.pdf))。「複

効力の在り方について検討し、必要な措置を講ずること」との附帯決議が付された。

また、2017年8月、内閣府消費者委員会は「消費者行政における執行力の充実に関する提言～地方における特商法の執行力の充実に向けて～」(以下「消費者委員会提言」という。)を取りまとめ、発表した。同提言は、①執行体制に係る課題への対応、②悪質事業者への対応、③国と都道府県の連携及び役割分担についてそれぞれ具体的な提案を行っており、特定商取引法の更なる執行力強化が指向されている。

そのような状況において、当連合会は、各都道府県における執行業務の実態を把握するため、2017年10月、全国の都道府県を対象として、「消費者行政における執行に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を行った。その結果、43の都道府県から回答を得て、都道府県の執行担当部署の実情や率直な意見を把握することができた。

本意見書は、同アンケート調査等を基に、消費者委員会提言が必ずしも踏み込んで提起していない執行体制強化の人的側面の課題を含めて、特定商取引法の執行力強化に向けた諸課題について意見を述べるものである。

## 2 執行体制の充実化 (意見の趣旨第1項)

### (1) 問題の所在

消費者委員会提言は、国及び都道府県における執行件数が、その相談件数に比べて低調な結果になっている原因として、執行体制の不十分さを指摘しており、具体的には、執行に対応する消費者行政担当職員の人数が少ないこと、消費者行政担当職員が複数の業務を兼務していること、執行業務に関するノウハウの蓄積に苦慮していることを挙げて分析している<sup>2</sup>。

その上で、同課題への対応策として、①執行業務に関するノウハウの整備・共有、実践的な研修の拡充、②執行業務に携わる職員に「執行専門官」等の職名を付すことなどによる地位の明確化、③警察関係者等、執行業務に関する様々なノウハウを有する非常勤職員の関与の拡大、④弁護士やその他様々な専門人材、適格消費者団体等との連携による執行体制の充実を提言している<sup>3</sup>。

消費者委員会のこれらの提言事項は、いずれも妥当な内容と評価すること

---

数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」としている。

<sup>2</sup> 消費者委員会提言2頁・8頁ほか

<sup>3</sup> 消費者委員会提言11～15頁

ができる。しかしながら、アンケート調査の結果を踏まえると、その前提となる執行担当職員の人的体制を抜本的に拡充する必要がある。

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数は、1980年代後半は年間10万件台であったのが、1990年代以降に急増し、この10年間は年間90万件前後で推移している<sup>4</sup>。この間、2009年には消費者庁が創設され、消費者行政を推進してきたが、消費者被害は一向に減少していないのが実情である。

また、2010年度には、国による業務停止命令が28件、指示が25件で、都道府県による業務停止命令が115件、指示が20件であったのに対し、2018年度には、国による業務停止命令が13件、指示が19件で、都道府県による業務停止命令は26件、指示は27件と、とりわけ都道府県による行政処分件数が大幅に減少している。しかも、2014年度から2018年度までの5年間に行政処分件数が0件の都道府県が16（うち年間の消費生活相談件数が1万件以上の都道府県が6）にも上り、処分件数の減少とともに、地域間の格差が顕著になっている。

さらに、消費者行政担当職員の配置数については、消費者庁創設後の約10年間で、2009年度の5,190人から2018年度の5,209人へとほとんど増えていないのが実情である<sup>5</sup>。特に都道府県の消費者行政担当職員数は、2009年度の1,062人から2018年度の986人へと約7%（76人）減少している<sup>6</sup>。

このような人的体制のままでは、単に執行体制の充実を提言しても画餅に帰すことは避けられない。

そこで、各都道府県においては、①消費者行政担当職員の増員を図るとともに、②執行専属部署を設置した上、③執行専属部署に所属する消費者行政担当職員を常時複数名配置すべきである。

## (2) 消費者行政担当職員の増員（意見の趣旨第1項①）

アンケート調査では、回答のあった43都道府県のうち24都道府県が、執行に当たって考えられる問題点として「人員不足」を挙げている。この24都道府県の中には、最も多くの消費者行政担当職員を擁し執行件数も多数に上る東京都や、人口比執行件数が多い鳥取県なども含まれていた。つまり、積極的に執行を行っている都道府県においても、人員が不足している実態が

<sup>4</sup> 消費者庁「消費者白書平成30年版」25頁

<sup>5</sup> 消費者庁「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」（2018年10月）17頁

<sup>6</sup> 消費者庁「平成30年度 地方消費者行政の現況調査」（2018年10月）20頁

あると考えられる。

特定商取引法の執行の困難性は、担当職員が少ない一方で対象事業者が多数であるということにある。しかも、事業者の事務所への立入検査や任意提出を受けた資料の分析作業は、複数名で共同作業を行うことが必要な業務である。

したがって、特定商取引法の執行力を強化するためには、執行を担う担当職員的大幅増員が不可欠である。

### (3) 執行専属部署の設置（意見の趣旨第1項②）

当連合会では、アンケート調査で回答を得た2014年度から2016年度までの執行件数に基づき、人口当たりの行政指導の件数<sup>7</sup>及び行政処分の件数を算出した。そうしたところ、人口当たりの行政指導件数の上位10都道府県のうち7都道府県で執行専属部署が設けられており、人口当たりの行政処分件数についても上位10都道府県のうち4都道府県で執行専属部署が設けられていた。

なお、アンケート調査では、43都道府県のうち16都道府県が執行の専属部署があると回答したが、残り27都道府県は執行専属部署を設けていないと回答している。

このように、執行専属部署を設けている都道府県の方が少ないのが実情であるところ、執行専属部署を設けている都道府県の方が執行件数において優れた結果を残している。このアンケート調査の結果からすれば、執行専属部署を設置して執行業務に専念する消費者行政担当職員を配置することは、執行力強化にとって有効だと言える。

執行業務は通常の行政事務とは異なり、消費者からの事情聴取と調書作成、内偵調査、事業者への立入検査など、手間と時間がかかり、高度の専門性が要求されるもので、他の職務との兼務は困難である。

そこで、執行業務で十分な成果を上げるため、執行専属部署を設置して、そこに所属する相当数の消費者行政担当職員を確保することが必要である。

### (4) 執行専属部署に所属する消費者行政担当職員の常時複数名配置（意見の趣旨第1項③）

都道府県の行政組織では、職員が数年で異動するのが常である。

しかし、上述のとおり、執行業務には高度の専門的能力と経験が求められ

---

<sup>7</sup> アンケート調査に回答した43都道府県のうち4都道府県は行政指導件数の回答がないので、39自治体につき、人口当たりの行政指導件数を算出した。

る。また、これらは実務上の経験によって培われるものであり、その経験は部内で蓄積・承継されていくべきものでもある。そして、部内で経験を蓄積・承継していくためには、人事異動があっても、少なくとも職員の半数が残る必要がある。

したがって、執行専属部署には、常時複数名の消費者行政担当職員が配置されていなければならない。

#### (5) 速やかな対応が必要であること

以上の点に関し、消費者委員会提言は「今後に向けて」と題して、将来的な課題として職員の専門性の充実について言及している<sup>8</sup>。しかし、同提言でも触れられているとおり、特定商取引法の規制対象である取引類型に関する消費生活相談の総件数は、消費生活相談の総件数の約半数を占める状況にあり<sup>9</sup>、同法の執行力強化は喫緊の課題である。そのため、職員の専門性の充実は将来的な課題に位置付けるべきではなく、上記①から③までの対策を速やかに実行すべきである。

もちろん、地方自治体の職員全体が削減されている中で、都道府県において執行担当職員を増員し、小規模な県に複数名配置することは、決して容易でないことは理解できるところである。

しかし、地域の消費者が安心・安全な消費生活を確保するために、国と都道府県は、悪質業者を排除する特定商取引法の執行業務の重要性を再認識し、改めてその執行力強化を重点課題として位置付けるべきである。

### 3 執行業務における専門性の強化（意見の趣旨第2項）

#### (1) 問題の所在

前述したとおり、国と都道府県における特定商取引法に基づく行政処分件数は、その相談件数に比べて低調な結果となっている。

この点、アンケート調査では、執行に当たって考えられる問題点として「ノウハウ不足（蓄積・承継）」を挙げた都道府県が31、「手口の巧妙化」を挙げた都道府県が27、「法解釈の判断」を挙げた都道府県が18、「事業者から訴訟を提起されるリスク」を挙げた都道府県が17であった。このように、消費者行政担当職員のノウハウ不足を挙げた都道府県が多数を占めており、執行件数が低調となる大きな原因となっている。

このような状況を改善し、都道府県における執行力強化を図るためには、

<sup>8</sup> 消費者委員会提言21～22頁

<sup>9</sup> 消費者委員会提言1頁

①警察関係者の人材活用，②弁護士によるアドバイザー制度（以下「アドバイザー制度」という。）の活用及び弁護士の非常勤雇用等を行い，事実調査及び法解釈におけるノウハウを共有・蓄積することで，執行業務における専門性の強化を図るべきである。

(2) 警察関係者の人材活用（意見の趣旨第2項①）

アンケート調査によると，回答のあった43都道府県のうち，39都道府県で地元警察署からの出向や元警察官の採用などの体制をとっている。消費者委員会提言でも触れられている<sup>10</sup>とおり，犯罪捜査における事実調査等のノウハウは，特定商取引法の執行における事実調査にも役立てることができるため，執行業務における警察関係者の人材活用は検討されてよい方策である。

(3) アドバイザー制度の活用及び弁護士の非常勤雇用等（意見の趣旨第2項②）

都道府県においてアドバイザー制度を採用し，あるいは，消費者問題・特定商取引法に関する専門的知見を有する弁護士を任期付き常勤職員又は非常勤職員として採用して直接執行業務に関与させていくことにより，早期の段階から執行を見据えた戦略的対応が可能となる。そして，適切な法解釈を弁護士が示すことにより，巧妙化する悪質業者の手口に対応することが可能となる上，証拠資料の分析や法解釈の誤り，執行における行政手続上の瑕疵等を理由とする取消訴訟等のリスクの低減を図ることも可能となる。

アンケート調査によると，アドバイザー制度について「有効である」と回答した都道府県が28あったものの，実際に採用している都道府県は12にとどまった。そして，「採用していない」及び「採用する予定もない」と回答した都道府県が合わせて31にも上った。

また，弁護士が非常勤職員として立入検査や事情聴取等の法執行自体に関与することを「有効である」と考えている都道府県は19しかなく，「有効といえない」あるいは「どちらでもない」と回答した都道府県は合わせて24であった。ただし，アドバイザー制度を利用している12の都道府県の全てが，「有効である」と回答している。

この結果からすると，現状では弁護士が執行業務に関与することについて，十分な理解が得られているとは言い難い。同制度の有効性を疑問視するのは，アドバイザー制度の実態を認識していないことが理由であると考えられる。

なお，アンケートの中には，顧問弁護士がいることからアドバイザー制度

---

<sup>10</sup> 消費者委員会提言13頁

を採用する必要性を見出せない旨の回答が複数見られた。しかし、特定商取引法が特殊な法律であることに鑑みれば、消費者事件に精通した弁護士が助言・関与する体制を構築する方が望ましいと言える。

したがって、都道府県においては、アドバイザー制度の活用及び弁護士を任期付き常勤職員又は非常勤職員として雇用若しくは嘱託し、執行業務における専門性の強化を図るべきである。

#### 4 国における執行力強化の取組（意見の趣旨第3項）

##### (1) 都道府県をまたぐ広域被害に対する積極的な調査・執行（意見の趣旨第3項①）

国における執行件数についても一時期に比べて減少傾向にあり<sup>11</sup>、執行力強化のためには、国自身も人的体制の拡充を含む執行力強化の取組を行わなければならない。特に、都道府県による行政処分の及ぶ効果は当該都道府県の区域内に限定されるのに対し、国（消費者庁又は経済産業局）による行政処分の効果は全国に及ぶことから、国は都道府県をまたぐ広域被害に対してより一層積極的に執行を行う責任がある。

この点、現状を見ると、消費者庁は、連鎖販売業者など、広域的に被害を発生させ、かつ複雑性・悪質性の強い事業者に対し、積極的に執行を行っていると評価できるものの、インターネット取引における悪質サイトが次々と登場し被害が激増している実情に照らせば、広域被害に対して国が十分に対処できているとは言えない。現に、アンケート調査においても、36の都道府県が執行力強化のために消費者庁及び経済産業局の果たすべき役割として、「通信販売・インターネット被害など広域的な被害は国が積極的に執行する」と回答している。

##### (2) 各都道府県に対する財源措置の実施（意見の趣旨第3項②）

意見の趣旨第1項（執行体制の充実化）及び意見の趣旨第2項（執行業務における専門性の強化）を実現させるためには、各都道府県がそのための財源を確保しなければならない。

この点、消費者委員会提言においても、「こうした専門性を有する非常勤職員の活用には、その専門性及び業務内容の特殊性に応じた報酬を設定することが望ましく、これに地方消費者行政推進交付金を活用することも考えられる」<sup>12</sup>と言及されている。

<sup>11</sup> 消費者庁HP特定商取引法ガイド「特定商取引法違反に基づく処分件数の推移（平成30年9月27日現在）」

<sup>12</sup> 消費者委員会提言14頁

しかし、非常勤職員の人件費に活用できる地方消費者行政推進交付金は2017年度をもって基本的に終了し、代わりに2018年度から導入された地方消費者行政強化交付金では、補助率が削減され総額も減少している。また、消費者行政担当の一般職員の人件費は、自治体の自主財源によって手当てするほかないが、過去10年間に地方消費者行政の自主財源は全く増えておらず、これに対する施策は不十分と言わざるを得ない。

そこで、国においては、各都道府県における執行力強化を促進するために、地方消費者行政強化交付金を柔軟かつ継続的に使用できるよう交付要領の見直しを行うべきである。

さらに、各都道府県における執行力強化は、公正な市場を確保する点で「国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務」<sup>13</sup>であって、その円滑な運営を期するためには、国が進んで経費を負担する必要性が十分に認められる。例えば、地方財政法第10条に位置付けるなどして、恒常的な財源の確保のための措置を講ずるべきである<sup>14</sup>。

### (3) 執行業務に関するノウハウの整備・共有及び研修の充実化（意見の趣旨第3項③）

既に述べたように、執行が低調になっている要因の一つが自治体におけるノウハウの不足である。この点は、消費者委員会提言において、「国においては、都道府県が適切に執行業務を行うことができるよう、研修を行うとともに、実践的にも支援を行うことが重要である」<sup>15</sup>と指摘されている。

アンケート調査においても、執行力強化のために消費者庁及び経済産業局の果たすべき役割として、「特定商取引法の解釈や行政処分手続の解釈・運用に関する自治体からの問合せについて先例の情報や質問回答情報を共有化する」と回答した都道府県が32、「執行担当職員の初任者研修だけでなく、2年目研修やブロックごとに事例研修を積極的に実施する」と回答した都道府県が20あった。国においてノウハウの整備・共有、研修の充実化を行うことは、都道府県の要望としても切実である。

したがって、国は、各都道府県において執行業務に携わる消費者行政担当職員の能力を向上させるための実践的な支援として、とりわけ執行の過程で確認する必要がある各種論点に関する先例やノウハウの情報を整備・共有化

<sup>13</sup> 地方公共団体法10条。国と地方公共団体相互の利害に関係のある事務を行うためによる経費は、国と地方公共団体とが、これを負担する。

<sup>14</sup> 日本弁護士連合会「地方消費者行政の一層の強化を求める意見書」（2017年5月1日）意見の趣旨第2項

<sup>15</sup> 消費者委員会提言20頁



するなどして、研修体制をより一層充実させるべきである。

5 違反行為を中止した場合の行政処分権限を明確化する法改正（意見の趣旨第4項）

(1) 違反行為を中止しただけでは「取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれ」が消滅すると判断すべきではないこと

特定商取引法における行政処分である指示処分及び業務停止命令の執行要件には、「取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下「購入者等」という。）の利益が害されるおそれ」<sup>16</sup>という要件がある（特定商取引法第7条、同法第8条）。

この要件については、行政処分の対象を、違反行為が今後も継続され、かつ新たな被害が発生するおそれがある場合に限定したものと解し、事業者が違法な業務を明確に中止したような場合には行政処分を行うことができないとするのが、特定商取引法の執行実務の運用とされている。

しかし、近年は、国や都道府県が行政処分に向けた調査手続を進めていると察知した悪質業者が、行政処分を回避するために急遽違反行為を中止して別法人を設立したり、手口を一部変更したりする事例が生じている。こうした場合、違反行為を確定的に中止し再発のおそれが消滅したのか、一時的な中止であって再発のおそれがあると判断すべきなのか、評価が分かれる可能性があるため、上記のような見解が悪質業者に対する執行を困難にしている一因となっている。実際に、アンケート調査でも、「平成21年度以降において、処分検討事業者が、処分前に廃業・事業所移転等をしたことで、処分ができなくなったことがありますか」という問いに対して「ある」と回答した都道府県は、12に上っている。

しかし、違法な事業活動を中止しただけで「取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれ」が消滅したと判断することは相当ではない。むしろ、単に違法な事業活動を中止したという事実だけでなく、事業者の清算終了により法人格が消滅した場合や、法人の事業者が破産手続終結決定等により処分対象事業者による違法な事業活動が再開される可能性が完全に消滅した場合などに限って「害されるおそれ」が存在しないことになると判断すべきである。

(2) 違反行為を中止した場合であっても処分は必要であり可能であること

---

<sup>16</sup> 指示処分について定める特定商取引法第7条第1項では「・・・利益が害されるおそれ」としているが、業務停止命令について定める同法第8条第1項では「・・・利益が著しく害されるおそれ」となっている。これを本意見書ではまとめて「・・・利益が害されるおそれ」と記載する。

上述のとおり、特定商取引法は、指示処分及び業務停止命令を行う要件として、特定商取引法違反事実の存在のほかに、「取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれ」という要件を定めているが、当該事業者の違反行為の継続により新たな被害が発生するおそれがある場合に処分の対象が限定されると解すべきではない。

むしろ、他の事業者も含めて市場における同種違反行為を抑止し取引の公正を確保する必要がある場合や、当該事業者の違反行為により契約を締結した既存の購入者等が被害に気付かないまま放置されることがないよう購入者等の利益保護を図る必要がある場合も、処分の対象に含まれると解すべきである。このことは、以下のとおり法の趣旨にも合致する。

#### ① 特定商取引法第7条の趣旨に合致すること

特定商取引法第7条は、当該違反等の是正のための措置を指示することができる旨だけでなく、指示処分の内容について、購入者等の利益の保護を図るための措置を指示することができる旨も規定している。

その意味は、違反行為を将来に向けて改善する措置の指示だけでなく、違反行為による既存の購入者等が被害に気づき、被害回復の行動につなげることができるようにすることを明確化したものであり、これを踏まえて不実告知等の違反事実を既存の購入者等に通知することを指示する運用が広がっている。つまり、過去の違反行為による既存の購入者等の利益保護も特定商取引法の目的の一つであることが明確となったとすることができる。

消費者庁及び経済産業省の編集による「特定商取引に関する法律の解説（平成28年版）」においても、「『購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置』とは、例えば、販売業者等が勧誘の際に不実告知を行っていた場合に、購入者等の誤認を排除するため当該告知が事実と反していた旨の通知をさせる（例：健康食品の販売に当たり、事実と反して『この商品を摂取すれば病気が治る』と告げており、当該販売業者等の不実告知を認定した場合に、購入者に対し『実際には当該商品のそのような効能はない』旨の通知をさせる）こと等である」、「上記は主務大臣が指示できる事項の例示であり、これら以外の措置についても、その必要性が認められる限り指示を行うことができるという旨を明らかにするために、『その他の必要な措置』と規定している」としており、事業者による過去の不実告知等の違反行為による誤認を排除するための措置も「その他

の必要な措置」として許容されることが前提とされている。

そうすると、仮に事業者が違法な業務を中止したことをもって行政処分を行うことができないとすれば、過去の違法な業務によって被害を受けた購入者等が放置されることになり、特定商取引法第7条の目的に反することとなる。

なお、不当表示を禁止する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）においても、違反行為に対する措置命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても発令することができる（景品表示法第7条第1項）。この規定も、不当表示により誤認した消費者が存在する場合は、その誤認状態を解消するための公示その他の措置を講ずる必要性があることを想定している。

したがって、「取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれ」に該当するものとしては、当該事業者の行為によって将来的に被害が発生・拡大し続けるおそれがある場合はもとより、当該事業者の行為によって既に被害を受けていながら、被害を受けたこと自体に気付かず、あるいは、有効な被害回復の手段を持ち合わせていない被害者を救済するために必要性がある場合を含ませることが、特定商取引法第7条の趣旨に合致するとと言える。

## ② 特定商取引法第8条の2の趣旨にも合致すること

特定商取引法第8条の2は、対象事業者に対して業務停止命令を発する場合に、その実効性を確保するため、対象事業者の役員など主導的な役割を担っている者に対し、他の事業主体に移るなどして業務を行うことの禁止を命ずることができる旨規定した（以下「業務禁止命令」という。）。

しかるに、対象事業者が違反行為を中止した場合に業務停止命令を発動できないのだとすれば、業務停止命令を発動する前に他の事業主体に移動するなどした役員等に対する業務禁止命令も発することができないこととなり、特定商取引法第8条の2の目的が達成できなくなる。

したがって、対象事業者が違反行為を中止した場合であっても、業務停止命令を発することができるものと解することが、特定商取引法第8条の2の趣旨にも合致する。

さらには、当該事業者が違反行為を中止している場合であっても、当該事業者の違反行為を処分することによって、違法性を宣明する意義があり、他の事業者による同様の違反行為によって「取引の公正及び購入者等の利

益が害されるおそれ」を抑止することが可能になる。

### (3) 法改正に当たっての課題

消費者委員会提言では、執行業務を困難にしている要因として、行政処分に対する訴訟リスクの高まりを視野に入れた対応が必要になっていることが指摘されている<sup>17</sup>。アンケート調査でも、17都道府県が執行に当たって考えられる問題点として「事業者から訴訟提起されるリスク」を挙げている。そのようなリスクが、都道府県の執行業務をためらわせる方向に動くことは容易に推測できる。

そうであれば、事業者が違反行為を中止した場合であっても、既存の購入者等を保護する必要性が認められる場合や同種違反行為を抑止する必要性が認められる場合には、「取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれ」に該当することを明確にするため、法改正を行うべきである。

なお、景品表示法第7条第1項のような、「当該行為が既になくなっている場合においても」処分することができる旨の規定を加える方法が参考になる。

以上

---

<sup>17</sup> 消費者委員会提言 1 頁